

早稲田大学博士論文(概要)		
	学位記	文科省報告
2004	3830	甲)1935 乙

室町時代の都市生活と法慣習(要旨)

清水 克行

1 広義の「文化史」

本研究は、日本の室町期（江戸初期（十五～十七世紀））を対象とした、ひろい意味での「文化史」の試みである。ただ、これまで「文化史」という場合、とくに本研究が主要な対象とする室町時代については、能・狂言・立花・茶・水墨画・枯山水：というような雅やかな側面ばかりが過度に注目されてきたように思う。本研究は、むしろそうした側面を無視するものではないが、それ以上にひろい意味での「文化史」、すなわち人々の生活を律した法慣習や些細な日常の習俗といった側面を、もうひとつの「文化史」としてより重視したい。そこで本研究では、以下、これまで狭義の「文化史」の対象とされてきた都市生活に由来する芸能や芸術面などの文化と、対する法慣習や民間習俗といったレベルの文化という「ふたつの室町文化」の総体を「文化史」として把握したいと思う。

2 室町社会の法慣習と民間習俗

ここでまず、本研究の第一の課題は、一方の室町社会の法慣習や民間習俗の実態解明にある。後掲の章立てからもわかるとおり、御所巻（一章）・復讐目的の自害（二章）・没落大名屋形からの財産掠奪（三章）・流罪と称する死刑（四章）・徳政一揆（七章）・耳鼻削ぎ刑（十一章）・庶民の禁裏への参入（十二章）といった、多様でいささか奇異な法慣習や民間習俗を分析対象とするのは、本研究全体を通じての大きな特徴である。日本中世史研究において、こうした法慣習や民間習俗のあり方への着目は、とくに一九八〇年代以降の社会史研究の進展のなかで着実に積み重ねられ定着してきた視角である。その視角の有効性を一言で表現するならば、現代に生きる私たちの価値観からすれば一見無秩序で暴力的な事柄に対して、そこに中世社会なりの一定の合理性や秩序を見出す、という点につきるように思う。中世の人々がみずからの都合の良い法理を持ち出して「傍例」や「先例」、「世間の習い」と称し、「〜と号し」たように、中世社会には相反する正当性根拠が平然と複数並存していた。また、中世社会は多様なシンボリズムに彩られており、一見素朴な事柄にも中世の人々の託した含意は意外に深く大きかった。むしろ、それらの法理やシンボリズムが同時代のすべての人々から支持されていたかどうかは、また別問題であり、そうした多元的な秩序観念が客観的には当該期の混沌をより深刻化させたことも紛れもない事実である。しかし、中世社会は救いのない騷擾が支配した社会ではなく、そのなかにも、それなりの秩序が存在していた、という社会史研究の基本視角はなお受け継ぐべきものがあるだろう。日本中世社会においては、公権力が定める制定法とは別の次元で、異なる多様な価値がせめぎあい、それぞれが様々な緊張関係と調和を織りなしていたのである。その多様な価値をひとつひとつ丁寧に解きほぐしてゆこうというのが、本研究のねらいの一つである。

なお、そのさいには、こうした中世社会の法慣習や民間習俗を、けっして日本社会独自のものとして特殊化するのではなく、ひろく人類史的な視野のなかに位置づける必要があるだろう。戦後歴史学を代表する日本古代・中世史家である石母田正氏が、かつて南太平洋の諸地域との比較のうえで「日本の中世法の基本には未開社会がある」と断じたように、日本中世社会がもった相殺主義や集団主義などはひろく未開社会に共有される性格のものであった。そして、これは石母田氏ひとりの勝手な思い込みではなく、かれの研究に影響をあたえ、かれの研究の影響もうけたであろう笠松宏至氏・勝俣鎮夫氏の中世法の研究成果のうえでも共有されている理解であるし、その後の網野善彦氏の「無縁」論や、藤木久志氏の中世村落の法慣習をめぐる研究などにおいても受け継がれている視角である。本研究で扱う法慣習の大半も、それに近似したものを中世ヨーロッパや南太平洋諸地域に確認することは容易である。本研究では、外国史研究や人類学研究にも可能なかぎり目配りを行い、日本中世の様々な法慣習をより大きな人類史・文明史のなかに位置づける作業も未熟ながらも試みるつもりだ。このテーマは本研究全体に共通するものだが、とくにいえば「第一部 室町社会の法慣習」で中心的に実践してゆくことになる。

3 室町京都の文化的求心力

ついで、本研究の第二の課題は、以上のような法慣習や民間習俗といった広義の室町文化に対して、もう一方の狭義の室町文化、すなわち首都京都を中心とした上層文化の実態解明にある。

この時代、京都に集住した公家や武家たちの生活は、客観的には連日の大宴会と贈与の応酬に明け暮れる退廃的なものであったが、そのなかで、かれらは中国趣味(唐物文化)という共通の文化的基盤のうえに立って、早熟な文化サロンを生み出していた(六・八章)。この時期にもはやされた中国趣味は、最終的にはその絢爛さを脱ぎ捨てて「伝統日本」の基層を形づくってゆくことになることから、その文化史的意義は小さくない。また、こうした室町殿周辺がもつ文化的な求心力は、ただ「文化史」の問題にとどまらず、現実の幕府内政治や地方支配のうえでも大きな意味をもっていた。

たとえば、この時期の和泉国日根野荘祭礼での村の猿楽が「都の能者にも恥ぢず」といわれるほど洗練されたものであったという事実はもはやよく知られたことだが(『政基公旅引付』文龜元年七月十三日条)、これは一方で地方文化の成熟を示すものであると同時に、一方で、それだけこの地域の文化が首都京都の文化嗜好に従属したものであったことを示す。また、同時期に花開いた地方文化の拠点の多くが「小京都」と称されることに象徴的に示されるように、そのほとんどは京都文化の垂流としての域を抜け出してはいなかった。これまでも、室町幕府がともかくもその秩序を維持できた背景として、政治的、経済的に様々な要素が指摘されてきたが、それらと同様に、こうした首都京都のもつ文化的求心力の役割も無視できないものと思われる。かつては経済的な視角からの社会的分業論、近年では政治的な視角からの自治団体論や空間構造論に注目が集まっている「中世都市論」に対して、本研究が主張したい点のひとつも、まさにこの都市のもつ文化的求心力という視点である。ただし、そのさいの求心力の核となったものは、こんにちイメージされるような「伝統日本」の「枯淡美」とは様相を異にする、たぶん室町時代風の中国趣味に飾り立てられたものであったことは、十分認識する必要があるだろう。

もちろん、そうした文化的求心力が実現される背景には、首都京都のもつ政治や経済の力が大きな意味をもっていたことも間違いない。首都京都の享楽のために大量消費される物資は、すべて地方からの政治的・経済的な吸引によって賄われていたものである。それは大飢饉の最中にあってもかまわず行われ、首都と地方の富の偏差を拡大し、ときに激しい民衆運動の発火点ともなった。にもかかわらず、首都京都では、そうした畿内近国の経済的犠牲のうえに、あいも変わらずぬ酔狂の日々が繰り返されていた。藤木久志氏の強調する首都に向かう飢餓難民や徳政一揆や足輕のベクトルも、混沌と騒擾の社会のなかにあって退廃的な繁栄を実現していた首都京都の実態や、歪んだ都鄙間構造を前提にして理解される必要があるだろう(七章)。こうした点も含めた首都京都の文化的求心力の内実については、「第Ⅱ部 室町時代の都市生活」で中心的に展開することにした。

4 十六・十七世紀の文化変容

本研究では、およそ以上のような「ふたつの室町文化」という観点から室町〜江戸初期(十五〜十七世紀)の時代相をとらえてゆく。しかし、そのうちどちらに力点があるのかと問われれば、やはり法慣習や民間習俗の側に力点があるといわねばならない。というのも、本研究の対象とする時代は、ことさらに法慣習や民間習俗が大きな影響力をもった時代だったからである。事実として、室町幕府は前代の公武両政権と比較したとき、奢侈禁令、殺生禁断令、人身売買禁令といった倫理統制法令を出してイデオロギー的な側面にまで支配をおよぼそうというような姿勢が一般的に希薄であり、むしろ既存の法慣習や民間習俗に準拠するかたちで支配をおこなおうとする傾向がよかった。そして、他方で現実の民衆生活においては、この時期「湯起請」(熱湯に手を入れ火傷の具合で罪をきめる神判)や「私徳政」(当事者間での売買や質入の破産)といった古代の「盟神探湯」や「商返し」に由来する紛争解決慣行や経済慣行が息を吹き返すなど、人々の生活は法慣習や民間習俗に根ざした自律的

な様相をおびてくる。またそうした傾向をうけて、この時期の朝廷においても、古代以来の節会中心主義が大きく後退し、逆に三毬打や八朔といった民間習俗をとりこんで宮廷儀礼を再編しようという姿勢が顕著になる(十二章)。そして最終的に、戦国大名の定める分国法が、先行する公家法・武家法と民間慣習を融合した性格のものであることは、いまや法制史研究の常識となっている。日本の十五〜十六世紀こそは、未開社会的な要素をつよくもつ法慣習や民間習俗が社会全体を大きく規定した時代であり、その結果として生まれた戦国大名や統一政権は、そうした法慣習や民間習俗を体制化した権力だったのである。その意味で、喧嘩両成敗法や連座制、一銭切(一銭でも盗んだ者を斬罪にする刑罰)をはじめとする戦国大名や統一政権の政策の「暴力性」をいたずらに強調するのは正しくなく、その「暴力性」は前代の社会が胚胎していた「暴力性」を体制化したものにとらえるべきなのである(五・十・十一章)。

しかし、そうして形成された社会は、ある段階で、そうした「暴力性」や「未開性」を払拭する必要に迫られる。そのために要した時間が江戸時代最初の百年間(十七世紀)であった。本研究の第三の課題は、まさに、この時期にみられた〈文化〉の静かな転換の様相を明らかにすることにある。この百年の間には「徳川の平和」の時代風潮のなかで、復讐としての自害(一章)や、見せしめとしての梟首(十章)、刑罰としての耳鼻削ぎ(十一章)、禁裏空間の野放図な公開性(十二章)などに対する封じ込めが緩やかにかつ同時に進行することになる。これは元禄期前後にケガレ観念や身分の固定化がみられるとする日本近世史研究の成果とも軌を一にした現象である。ただし、こうした現象を、網野善彦氏の言葉をかりて「未開から文明への転換」と表現することも可能だろう。現実には十八世紀初めには中世以来の〈文化〉の払拭が完了し、列島社会はまた一步「文明化」をとげることになる。しかし一方、この過程で復讐行為に対する心情的共感(二章)や天皇權威の莊嚴化(十二章)など「およそ文明国で考えられないような様々な問題」が後世に刻印されたのも看過できない深刻な事実である。これらの問題関心も同様に本研究全体に共通するものだが、主に「第三部 戦国時代の展開と法慣習の変容」で中心的に論じることになる。

5 本研究の構成

本研究では以上の(1)室町期の多様な法慣習の析出、(2)室町期の京都における生活文化の考察、(3)十六〜十七世紀における法慣習の変容の解明、という三つの課題に即して、個別論文を「第一部 室町社会の法慣習」「第二部 室町時代の都市生活」「第三部 戦国時代の文化変容」の三部に分けて配列している。以下、章立てと初出を一覧として示し、つぎにそれぞれの論文の概要と問題視角を簡単に述べよう。

序章 ふたつの室町文化(新稿)

第一部 室町社会の法慣習

第一章 「御所巻」考 ―異議申立ての法慣習―(新稿)

第二章 中世社会の復讐手段としての自害 ―復讐の法慣習―(新稿)

第三章 政権抗争劇のなかの都市民衆 ―掠奪の法慣習―(「政変のなかの町衆―大名屋形からの財産掠奪慣

行の紹介―」日本歴史学会『日本歴史』六三〇・二〇〇〇年十一月)

第四章 室町幕府「流罪」考 ―抹殺の法慣習―(新稿)

第五章 室町殿の紛争解決法 ―紛争解決の法慣習―(新稿)

第二部 室町時代の都市生活

第六章 足利義持の禁酒令について(日本歴史学会『日本歴史』六一九・一九九九年十二月)

第七章 正長の徳政一揆と山門・北野社相論(歴史学研究会『歴史学研究』七七二・二〇〇三年一月)

第八章 ある室町幕府直臣の都市生活 ―『碧山日録』と「春公」についてのノート―(東京大学史料編纂所

『東京大学史料編纂所研究紀要』十二・二〇〇二年三月)

第Ⅲ部 戦国時代の文化変容

第九章 室町後期における都市領主の住宅検断（「権門領主による強制執行の形態——室町京都の闕所屋処分の一側面」）民衆史研究会『民衆史研究』五十二・一九九六年十一月、ただし「二」「四」は新稿）

第十章 織豊政権の成立と処刑・梟首観の変容（新稿）

第十一章 「耳鼻削ぎ」の中世と近世（黒田弘子・長野ひろ子編『エスニシティ・ジェンダーからみる日本の歴史』吉川弘文館・二〇〇二年六月）

第十二章 戦国期における禁裏空間と都市民衆（日本史研究会『日本史研究』四二六・一九九八年二月）
終章（新稿）

6 本書の問題視角

まず「第Ⅰ部 室町社会の法慣習」の「第一章 「御所巻」考—異議申し立ての法慣習—」では、室町殿権力への諸大名の異議申し立て行為である「御所巻」という法慣習に注目し、その歴史的意義と限界について論じている。この章は、史料中の特異な「ことば」に着目し、そこから中世社会の法慣習を導き出すという本研究の手法をあらかじめ提示しておこうという意図とともに、最初に筆者なりの「室町幕府」像を提示しておくという積極的な意図もあって、本研究の冒頭に配置したものである。結果的に、法慣習としての意義の評価はやや消極的なものになってしまったが、諸大名の「衆議」の弱点を発見できたという点で、研究史に「異議申し立て」をしっかりとつむりである。

「第二章 中世社会の復讐手段としての自害—復讐の法慣習—」では、敵対者への遺恨の表明手段として中世社会においては自害が多く行われていたことを指摘し、それがまた社会的にも一定程度許容されていた事実を明らかにした。いまや「中世Ⅱ自力救済社会」という説明は多くの研究書のなかに氾濫しており、ときに中世社会の事象を説明する「魔法の杖」のような役割を果たしている。しかし、筆者も含めて、どれだけの研究者が「過酷な自力救済社会」や「強烈な名誉心」の内実を理解して、その言葉を使用しているのだろうか。あえてグロテスクな習俗に眼を向けて本章を書いたのは、以上のような動機からだった。

「第三章 政権抗争劇のなかの都市民衆—掠奪の法慣習—」と「第四章 室町幕府「流罪」考—抹殺の法慣習—」は、ともに室町期において政治的に失脚した者や罪を犯した者は無権利状態におかれることを指摘している。これも筆者なりの自力救済社会の実像に迫るための試みである。なお、これと類似する現象が諸外国に見られることにわざわざ言及したのは、それらを人類史的な普遍のなかに位置づけようという意図からである。

「第五章 室町殿の紛争解決法—紛争解決の法慣習—」では、室町幕府の自力救済抑止の志向を物語るものとして本人切腹制ともいえるべき紛争解決策を分析した。これには実効力の点で大きな問題があるものの、喧嘩両成敗法にはかならずしも順接しない、またべつの紛争解決策が存在したことの意義は大きいように思う。これに着目することで、解死人制の思想や喧嘩両成敗法の思想の特異性といったものも、逆に照射できるだろう。

ついで「第Ⅱ部 室町時代の都市生活」の「第六章 足利義持の禁酒令について」では、足利義持の禁酒令を手がかりにして、かれの政治がかれ個人の強烈な信仰心と不可分のものであることを明らかにした。本章の主題はあくまで足利義持個人の政治と信仰についての問題であるが、そこで明らかにした幕府政治における中国趣味の規定性の大きさは、かなりの程度普遍化可能な問題であると考えている。

「第七章 正長の徳政一揆と山門・北野社相論」は、前章の続編にあたる内容で、義持の禁酒政策の波紋がやがて山門（延暦寺）と北野社の政治対立を生み、それが「正長の徳政一揆」に帰結することを指摘している。本文は多くを山門と北野社の政治対立の経過に費やしているが、筆者としてはその水面下で進行していた馬借や近江の在地人たちの動向に最大の力点をおいて執筆した。かれらの暴発の背景には歪んだ都鄙間流通の構造上の問題があったと考えられ、その意味で徳政一揆はなにより首都京都の問題として考えられる必要があるだろう。

「第八章 ある室町幕府直臣の都市生活―『碧山日録』と『春公』についてのノート―」では、『碧山日録』にみえる「春公」なる人物の具体的な考証を行い、かれが鞍智高春という幕府外様衆であったことをはじめとして、かれをとりまく政治・文化環境について復原した。その過程で、かれ程度の武家においても相当に豊潤な文化レベルの生活を送っており、またその文化的優越性がときとして所領支配のうえで実効力をもっていたことを指摘した。

つづく「第三部 戦国時代の文化変容」の「第九章 室町後期における都市領主の住宅検断」では、室町後期～戦国初期の京都北野社門前の住宅検断のあり方を追跡し、中世以来の住宅検断のあり方や思想がこの時期に崩壊し、闕所屋が現実的な償却処分に行われていることを指摘した。中世的な法慣習を変容させた原因はいくつも考えられようが、ここでは、そのひとつに商品流通の拡大があったことをとくに強調した。

「第十章 織豊政権の成立と処刑・梟首観の変容」では、中世京都における処刑・梟首のあり方を概観したうえで、その形式や思想が織豊政権の成立にともない変容してゆくことを指摘した。ただし、その場合、織田政権・豊臣政権が京都に持ち込んだ処刑・梟首の文化も、けっしてかれらの独創ではなく、中世社会に既存の法慣習のひとつを体制化させたものに他ならないことは注意すべき事実である。

「第十一章 「耳鼻削ぎ」の中世と近世」では、中世社会にまれに行われた耳鼻削ぎ刑が女性に対する刑罰であったことを指摘したうえで、その法慣習が戦国争乱の拡大にともない意味を変えてゆくことを明らかにした。中世刑罰にも性差^{ジェンダー}が存在したことを明らかにしたのは本章の意義のひとつであるが、同時に戦国期の大量殺戮の経験がその後の社会にまでなかく影響をおよぼしていたことは心に留めておくべきことのように思う。

「第十二章 戦国期における禁裏空間と都市民衆」では、戦国期の禁裏空間が都市民衆に対する社会的機能を担いながら開放的なものになっていったことを指摘し、しかしそれが豊臣政権の成立以後は制限される方向に向っていったことを明らかにした。「視線」や「イメージ」についての歴史的研究は近年ようやく盛んになってきたが、天皇を「見せる」ことで権威化する路線（例、明治期の「御巡幸」や「御真影」）と、天皇を「隠す」ことで権威化する路線は、ともに新しい天皇論を確立しようとするとき、重要な論点になるように思う。

7 展望

以上、全三部十二章にわたって考えてきた問題を、最後に（１）室町期の多様な法慣習の析出、（２）室町期の京都における生活文化の考察、（３）十六～十七世紀における法慣習の変容の解明、という三点の課題に即して再確認し、残された問題について言及しておきたい。

まず「（１）室町期の多様な法慣習の析出」については、「第一部 室町社会の法慣習」にかぎらず、本研究全体で追究してきた課題である。ここで、それらを振り返れば、「御所巻」とよばれる在京大名たちによる室町殿に対する異議申し立て（第一章）や、中・近世社会において敵対者への遺恨を表明する手段として行われていた自害（第二章）、都市民衆による没落大名屋形からの財産掠奪（三章）、流罪にされた者の殺害の許容（第四章）、犯罪者の住宅の償却処分（第九章）、在地社会における門前梟首や路頭梟首（第十章）、女性に対する有免刑としての耳鼻削ぎ（第十一章）、禁裏空間への都市民衆の自由な出入り（第十二章）などがあげられる。また、法慣習というよりも、公権力による法制度ととらえられるものとしては、喧嘩の加害者に対する本人切腹制（第五章）や、足利義持による禁酒令（第六章）などがあった。これらの法慣習の多くにはそれを不当とみなす意識や相反する法慣習が一方に存在したことも明らかであり、かならずしも絶対化することはできない。しかし、一元的な法制度が未成熟であった社会においては、これら個々大小の法慣習の総体が社会の「秩序」を形成していたのである。そのため、この社会の特質を理解するためには、こうした多様な法慣習の発掘はさらに不可欠な作業といえるだろう。なお、本研究を通じて、これらの法慣習のいくつかにについては、人類学や外国史研究の成果のなかに酷似したものを見出すことができた。しかし、それらは現象面での類似を指摘するにとどまり、相互

の比較や継受関係の分析にまでは力がおよびなかった。それらの考察のためには筆者一人の能力ではあまりにも難しいことが多く、それぞれの分野とのあいだに自覚的な交流を深めつつ、解決してゆく必要があるだろう。これは今後に残された大きな課題である。

つぎの「(2) 室町期の京都における生活文化の考察」は、「第II部 室町時代の都市生活」において中心的に取り組んだ課題である。具体的には、足利義持の禁酒令を素材にしての都市社会の禅信仰や中国趣味(第六章)、正長の徳政一揆の背景としての都鄙の物流(第七章)、幕府直臣鞍智高春を通じての中級武家の都市生活(第八章)の問題に、それぞれ言及した。この主題に関しては、まだ個々にモノグラフの域を出ていないものばかりであるが、安易な概念化、抽象化を行うよりも、本研究では都市生活の多様性、複雑性を描き出すことを優先した。おそらく同様の作業はまだまだ精緻かつ広範に行うことが可能なはずであり、それらを通じて既存の政治史や経済史を豊かに書きかえてゆくことも可能であるように思われる。当面、私たちのまえには、禅宗史については玉村竹二氏、歌壇史については井上宗雄氏、美術史については谷信一氏、建築史については川上貢氏、芸能史については能勢朝次氏らの豊穠な成果がある。従来、これら隣接分野の先駆的研究は、一部の研究者をのぞいて、けっして積極的に参照されてきたとはいいがたいが、今後は、これらの先駆的な研究に学びながら、この問題についても諸分野との積極的な交流を深めてゆく必要があるだろう。

最後の「(3) 十六〜十七世紀における法慣習の変容の解明」については、「第III部 戦国時代の文化変容」、および「第I部 室町社会の法慣習」の一部で分析を行った。もちろんこの時期におきた〈文化〉的変容については数かぎりない現象を指摘することができるが、とくに本研究でふれた問題としては、復讐のための自害の抑制(第二章)、喧嘩両成敗法の定着(第五章)、住宅検断のシンボリズムの衰退(第九章)、処刑・梟首や耳鼻削ぎ刑をめぐる十六世紀の乱用と十七世紀の抑制(第十・十一章)、禁裏空間への都市民衆の出入りの抑制(第十二章)などがあった。これまで、これらの変容の原因については、室町幕府の衰退と、それにかわる大名権力や統一政権の出現という政治的な契機に還元される傾向がよかった。しかし、本研究では、大名権力や統一政権の施策はあくまで中世社会に内在する特定の法慣習や習俗を吸収し体制化したものであることを強調した。そのために、真に中世的な〈文化〉の払拭は十七世紀いっぱいまで先送りされ、その変容も静的な^{スケッチ}なかたちで進行していったことを主張した。また一方で、自害や喧嘩両成敗法や天皇權威への心情的共感がその後もながく日本社会に持続することからも明らかのように、この変容は一部不徹底なものに終わり、その後の日本社会の精神史を規定していったことも指摘した。ただし、以上の事柄は、あくまでも本研究が明らかにした現象面での事実すぎない。では、いったい、これら十六世紀における特定の法慣習の体制化や肥大化、あるいは十七世紀における中世的な法慣習の払拭の原因はなにかと問われると、本研究中ではかならずしも明確な回答を提示することはできなかった。これらの問題の解明もまた、今後に残されたとても大きな課題である。

全三部十二章からなる本研究をまとめる過程で明らかにしてきたこれらの課題を今後も自身に課することを約束して、ひとまず以上を、ここまでの私の研究の総括としたいと思う。